

第1回農業委員会定例会(議事録)	
1 日 時	令和5年1月30日(月) 午前10時00分 午前10時40分
2 場 所	竹原市民館2階 第2・第3会議室
3 出席農業委員	1 石本委員, 2 山元委員, 3 祐本委員, 4 宮崎委員, 5 渡橋委員 6 赤坂委員, 7 土居委員
欠席農業委員	
推進委員	大藤推進委員, 建山推進委員, 半田推進委員, 西原推進委員, 沖野推進委員, 岡田推進委員, 土居推進委員, 須賀推進委員, 西野推進委員, 大木推進委員, 亀田推進委員, 山本推進委員, 佐伯推進委員
4 説明員	國川事務局長, 木原係長, 鳥本専門員, 小池主事
5 審議案件	議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第3号 農地法第5条の許可を受けた土地における履行延期承認申請について 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について 議案第5号 農用地利用配分計画原案の協議について 議案第6号 非農地証明申請について 報告第1号 利用権(農用地利用集積計画)の解約について 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

議 長	出席者が過半数に達しておりますので、只今から令和5年第1回竹原市農業委員会総会を開催いたします。本日の議事録署名者に、6番赤坂委員を指名いたします。 それでは、日程第1、議案第1号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。1番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の1ページ、参考資料の1ページをご覧ください。 1番の申請地は、下野町〇〇（仮換地〇〇）の1筆、地目は田、面積は373㎡（換地後の面積は391.25㎡）です。 自己住宅の用途で利用するために、転用申請するものです。 用途が定められた区域にある農地であり、区画整理区域内にある第3種農地です。説明は以上です。
議 長	現地確認を行った土居推進委員から補足説明をお願いします。
土居 推進委員	申請地は、竹原市役所から北へ約1,100m付近にあります。 現地確認したところ、耕作されていませんでした。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 次に日程第2、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。1番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の2ページ、参考資料の2ページをご覧ください。 1番の申請地は、田ノ浦三丁目〇〇の1筆、地目は田、面積は170㎡です。 自己住宅の用途で利用することに伴い、使用貸借権を設定するものです。 既に自己住宅の新築工事に着手していたため、所有者から始末書の提出を受けており、所有者は深く反省し、今後は関係法令を順守する旨誓約されております。 農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で第2種農地と判断いたします。説明は以上です。
議 長	現地確認を行った須賀推進委員から補足説明をお願いします。

須賀 推進委員	申請地は、竹原小学校から北東へ約 1,000m 付近にあります。 現地確認時、既に自己住宅が建築されていました。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 次に 2 番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 2 ページ、参考資料の 3 ページをご覧ください。 2 番の申請地は、福田町〇〇の 1 筆、地目は田、面積は 880 m ² です。 資材置場及び仮置場の用途で利用することに伴い、賃借権を設定するものです。 農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で第 2 種農地と判断いたします。説明は以上です。
議 長	現地確認を行った山本推進委員から補足説明をお願いします。
山本 推進委員	申請地は、J R 大乗駅から北へ約 600m 付近にあります。 現地確認時、耕作されていませんでした。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 次に 3 番について事務局の説明をお願いします。

局 長	議案の 2 ページ，参考資料の 4 ページをご覧ください。 3 番の申請地は，忠海床浦二丁目〇〇の 1 筆，地目は畑，面積は 491 m²です。 駐車場の用途で利用することに伴い，所有権を移転するものです。 既に駐車場として利用をしていたため，所有者から始末書の提出を受けており，所有者は深く反省し，今後は関係法令を順守する旨誓約されております。 農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で第 2 種農地と判断いたします。説明は以上です。
議 長	現地確認を行った佐伯推進委員から補足説明をお願いします。
佐伯 推進委員	申請地は，忠海支所から北西へ約 900m 付近にあります。 現地確認時，既に駐車場として利用されていました。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑，ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑，意見なし」の声あり
議 長	ないようですので，本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 次に日程第 3，議案第 3 号「農地法第 5 条の許可を受けた土地における履行延期承認申請について」を議題といたします。 1 番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 3 ページ，参考資料の 5～7 ページをご覧ください。 1 番の申請地は，下野町〇〇，〇〇，〇〇の 3 筆，地目はいずれも田，面積は 1,609 m²です。 太陽光発電設備の用途で利用することに伴い，所有権を移転する許可を令和 2 年 5 月 29 日付け指令竹農委第 5-2-27 号にて受けたものであり，2 度目の履行延期として，令和 4 年 1 月 31 日付け指令竹農委第 5 変-4-1 号にて，令和 4 年 12 月 31 日までに延期する承認を得たものの，コロナ禍で資材の入荷が遅れているため，工期を令和 5 年 4 月 30 日まで再延長する履行延期承認申請をするものです。 農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で第 2 種農地と判断いたします。説明は以上です。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑，ご意見のある方は挙手をお願いします。

	「質疑，意見なし」の声あり
議 長	ないようですので，本件を承認することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を承認することに決定いたします。 次に２番と３番は関連がありますので一括して審議を行います。 事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の３ページ，参考資料の８～１２ページをご覧ください。 ２番の申請地は，吉名町〇〇の１筆，地目は田，面積は 634 m ² です。 ３番の申請地は，吉名町〇〇の１筆，地目は田，面積は 1,122 m ² です。 太陽光発電設備の用途で利用することに伴い，所有権を移転する許可を令和 ２年５月 29 日付け指令竹農委第 5-2-30 号及び第 5-2-29 号にて受けたもので あり，２度目の履行延期として，令和 4 年 1 月 31 日付け指令竹農委第 5 変-4-2 号及び第 5 変-4-3 号にて，令和 4 年 12 月 31 日までに延期する承認を得たも のの，コロナ禍で資材の入荷が遅れているため，工期を令和 5 年 4 月 30 日ま で再延長する履行延期承認申請をするものです。 農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で 第 2 種農地と判断いたします。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑，ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑，意見なし」の声あり
議 長	ないようですので，本件を承認することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を承認することに決定いたします。 次に４番と５番は関連がありますので一括して審議を行います。 事務局の説明をお願いします。

局 長	議案の４ページ、参考資料の１０、１３～１６ページをご覧ください。 ４番の申請地は、吉名町〇〇の１筆、地目は田、面積は４６１㎡です。 ５番の申請地は、吉名町〇〇、〇〇の２筆、地目はいずれも畑、面積は計 ７９９㎡です。 太陽光発電設備の用途で利用することに伴い、所有権を移転する許可を令和２年５月２９日付け指令竹農委第５-２-３５号及び第５-２-３４号にて受けたものであり、２度目の履行延期として、令和４年１月３１日付け指令竹農委第５変-４-４号及び第５変-４-５号にて、令和４年１２月３１日までに延期する承認を得たものの、コロナ禍で資材の入荷が遅れているため、工期を令和５年４月３０日まで再延長する履行延期承認申請をするものです。 農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で第２種農地と判断いたします。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を承認することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を承認することに決定いたします。 次に６番について、事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の４ページ、参考資料の１７～１９ページをご覧ください。 ６番の申請地は、竹原町〇〇の１筆、地目は田、面積は１、０４４㎡です。 太陽光発電設備の用途で利用することに伴い、所有権を移転する許可を令和２年５月２９日付け指令竹農委第５-２-４０号にて受けたものであり、２度目の履行延期として、令和４年１月３１日付け指令竹農委第５変-４-６号にて、令和４年１２月３１日までに延期する承認を得たものの、コロナ禍で資材の入荷が遅れているため、工期を令和５年４月３０日まで再延長する履行延期承認申請をするものです。 農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で第２種農地と判断いたします。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。

西原 推進委員	工事期限の延長申請をするなら、期限前に申請するべきではないのか。
土居 推進委員	許可済の案件について、事務局も期限等を常に把握し、随時指導していく必要があるのではないかな。
事務局	ご意見のとおりです。事務局としても、許可済の案件について管理を徹底し、指導に努めます。
議 長	他にご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を承認することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 続きまして、日程第4、議案第4号「農地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の5ページ、参考資料の20～23ページをご覧ください。 本議案は、「農用地利用集積計画の決定について」となっております。 今回利用権設定の申出があった案件の面積は計18,650㎡、 対象人員は、貸し手が6人、借り手が1人と1団体です。 内容につきましては、参考資料20～23ページのとおりとなっております。 本議案が可決の場合、令和5年2月1日付けで、公告いたします。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第4号「農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり決定いたします。 次に日程第5、議案第5号「農用地利用配分計画原案の協議について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

局 長	議案の 6 ページ，参考資料の 24～26 ページをご覧ください。 本議案は，令和 5 年 1 月 16 日付けで，竹原市長から農用地利用配分計画原案について農業委員会の意見を求められたものです。 今回配分計画の協議があった案件の面積は計 14,156 ㎡，対象人員は，貸し手が 1 団体，借り手が 1 人と 1 団体です。 内容につきましては，参考資料 24～26 ページのとおりとなっております。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑，ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑，意見なし」の声あり
議 長	ないようですので，異議がない旨回答することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって，議案第 5 号「農用地利用配分計画原案の協議について」は異議がない旨，竹原市長に回答するよう決定いたします。 次に日程第 6，議案第 6 号「非農地証明申請について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 7 ページ，参考資料の 27 ページをご覧ください。 1 番の申請地は，東野町〇〇の 1 筆，地目は田，面積は 113 ㎡です。 昭和 53 年 12 月 20 日に作業場を建築し，それ以降現在に至るまで，作業場として利用されており，地目変更登記を行うために申請されたものです。 農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で第 2 種農地と判断いたします。説明は以上です。
議 長	現地確認を行った岡田推進委員から補足説明をお願いします。
岡田 推進委員	申請地は，賀茂川中学校から南西へ約 900m 付近にあります。 現地確認時，作業場として利用されており，耕作不可能な状態になっていました。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑，ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑，意見なし」の声あり
議 長	ないようですので，本件を非農地証明することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を非農地証明することに決定いたします。 次に 2 番について事務局の説明をお願いします。

局 長	議案の 7 ページ，参考資料の 28 ページをご覧ください。 2 番の申請地は，新庄町〇〇，〇〇の計 2 筆，地目はいずれも田，面積は計 445 m²です。 昭和 40 年頃から農地として管理しておらず，現在，山林状態となっており，地目変更登記を行うために申請されたものです。 農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で第 2 種農地と判断いたします。説明は以上です。
議 長	現地確認を行った沖野推進委員から補足説明をお願いします。
沖野 推進委員	申請地は，賀茂川中学校から南東に約 1,000m 付近にあります。 現地確認時，山林状態となっており，耕作不可能な状態になっていました。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑，ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑，意見なし」の声あり
議 長	ないようですので，本件を非農地証明することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を非農地証明することに決定いたします。 次に日程第 7，報告第 1 号「利用権（農用地利用集積計画）の解約について」事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 8 ページ，参考資料の 29 ページをご覧ください。 今回利用権解約の申出があった案件の面積は 1,432 m²，対象人員は，貸し手が 1 人，借り手が 1 人です。 賃貸人，賃借人の両名から，賃貸借の合意解約が令和 4 年 12 月 1 日に成立した旨の通知書を受領しております。 詳細につきましては参考資料の 29 ページをご確認ください。 説明は以上です。
議 長	次に日程第 8，報告第 2 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の届出について」事務局の説明をお願いします。

局 長	議案の 9 ページ，参考資料の 30～32 ページをご覧ください。 令和 4 年 12 月に農業委員会に届出のあった件数，筆数，面積について報告いたします。 件数は 6 件，筆数は田 19 筆，畑 12 筆の計 31 筆，面積は計 15,976 m²の届出がありました。 詳細につきましては参考資料の 30～32 ページをご確認ください。 説明は以上です。
議 長	以上を持ちまして予定されておりました議事について全て審議をいたしました。 引き続き，事務局より一般報告や協議事項等があればお願いします。
事務局	○農業委員・農地利用最適化推進委員の改選について
議 長	以上をもちまして，令和 5 年第 1 回竹原市農業委員会総会を閉会いたします。

上記のとおり会議の顛末を記し，相違ないことを証するため，ここに署名する。

令和 5 年 1 月 3 0 日

議 長 祐本 征武

署名委員 赤坂 佳折